

令和8年度

第1回宝達志水町青少年育成委員会

<日時> 令和8年6月26日(金) 18:30~19:20

<場所> 生涯学習センターさくらドーム21 2階 視聴覚室

<出席>

委員 細江委員長、他14名
オブザーバー 羽咋警察署生活安全課長 齊藤 真吾 氏
志雄ブルーバード 境田 弘一 氏
事務局 青少年育成センター事務局 松浦課長、階戸課長補佐、岡崎主事

1 開会

2 あいさつ

【青少年育成委員会委員長(青少年育成センター所長) 細江 孝 氏】

3 宝達志水町青少年育成委員会について

承認

- (1) 委員の紹介
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 青少年育成委員会について

4 令和8年度事業計画について

承認

5 令和8年度巡回指導計画について

承認

6 巡回指導マニュアルについて

承認

7 羽咋警察署管内における少年非行等の概況について(要点は下記のとおり)

【講師 羽咋警察署 生活安全課長 齊藤 真吾 氏】

- ・石川県内の少年非行の推移は、平成28年度をピークに減少し、平成30年度以降は150人前後で推移していたが、令和5年度から増加傾向になっている。羽咋警察署管内も令和5年から増加傾向にあり、令和7年度もほとんど変化がない。
- ・羽咋警察署管内の少年非行の特徴は、不良行為は「深夜徘徊」「喫煙」が大半となっている。
- ・少年の犯罪被害はSNSの普及により複雑化しており、自覚がないまま重大な犯罪に加担させられているケースが増えている。携帯等に、フィルタリングをつける、親子でのルール作り、発達年齢に応じた利用設定をしてほしい。また、何か起こったときに、子どもたちが保護者や先生に気軽に相談できる関係づくりをお願いしたい。

8 その他

【志雄ブルーバード 境田 弘一 氏】

- ・被害者のその後をサポートしている、石川被害者サポートセンターの紹介があった。
- ・夏休み期間に入ると、自転車に乗る小学生が増えるため、ヘルメットの着用を徹底してほしい。

9 閉会

令和8年度

第1回宝達志水町青少年育成委員会

<日時> 令和8年6月26日(金) 午後6時30分～
<場所> 生涯学習センター さくらドーム21
2階 視聴覚室

～ 次 第 ～

- 1 開会
- 2 あいさつ [青少年育成委員会委員長 細江 孝]
- 3 宝達志水町青少年育成委員会について
 - (1) 委員の紹介 P 1
 - (2) 委嘱状の交付
 - (3) 青少年育成委員会について P 2～3
- 4 令和8年度事業計画について P 4
- 5 令和8年度巡回指導計画について P 5～6
- 6 巡回指導マニュアルについて P 7～8
- 7 羽咋警察署管内における少年非行等の概況について
羽咋警察署 生活安全課長 齊藤 真吾 氏
- 8 その他
- 9 閉会

【配布物】

身分証明書、帽子

※任期終了後、各学校で取りまとめのうえ、青少年育成センター事務局にご返却ください。

令和8年度宝達志水町青少年育成委員会 委員名簿

任期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(順不同)

No	氏名	所属	役職	連絡先
1	米谷 未来音	押水小学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-2017 FAX 28-2336
2	岡井 浩輝	押水小学校	PTA	
3	丸吉 聖子	押水小学校	PTA	
4	越後 静香	押水小学校	生徒指導担当教諭	
5	木村 久利	志桜小学校	PTA	〔学校〕 TEL 29-2052 FAX 29-2069
6	美作 大海	志桜小学校	PTA	
7	守田 芳代子	志桜小学校	PTA	
8	青山 真奈美	志桜小学校	生徒指導担当教諭	
9	山本 和宏	宝達中学校	PTA	〔学校〕 TEL 28-3121 FAX 28-3120
10	松田 洋介	宝達中学校	PTA	
11	丸山 恵里香	宝達中学校	PTA	
12	杉中 優子	宝達中学校	PTA	
13	豊田 理恵	宝達中学校	PTA	
14	池田 和貴	宝達中学校	生徒指導担当教諭	
15	油野 知加	宝達高校	生徒指導担当教諭	〔学校〕 TEL 28-3145 FAX 28-4056
16	赤池 大輔	石川県	青少年育成推進指導員	〔学校〕 TEL 22-0110
17	大窪 祐宣	石川県	青少年育成推進指導員	
18	渋谷 佐記	石川県	青少年育成推進指導員	
19	鍛治 肇	石川県	青少年育成推進指導員	
20	細江 孝	青少年育成センター	所長	
21	松浦 賢也		事務局	
22	階戸 宗弘			
23	松岡 智絵			
24	村上 由美			
25	中西 昭斗			
26	土肥 慶輔			
27	岡崎 優希			
28	竹森 杏奈			
29	麦居 和真			
30	中田 暁			
31	清澤 美月			
32	齊藤 真吾	羽咋警察署	生活安全課長	〔羽咋警察署〕 TEL 22-0110
33	境田 弘一	志雄ブルーバード	代表	

オブザーバー

32	齊藤 真吾	羽咋警察署	生活安全課長	〔羽咋警察署〕 TEL 22-0110
33	境田 弘一	志雄ブルーバード	代表	

宝達志水町青少年健全育成関係 組 織 図

青少年健全育成町民会議
家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努めることが目的
事業内容 ・ 青少年健全育成施策の審議 ・ 青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
委員構成 町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

青少年育成センター
事業内容 ・ 青少年の健全育成、非行防止に関すること ・ 青少年育成委員会の庶務を処理する
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成センター所長(委員長) 小・中学校PTA代表者 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成センター関係職員 ----- (オガザバー) 羽咋警察署員 志雄ブルーバード	教育長(委員長) 町民会議全委員 [協力依頼] 区長会、町役場職員 保育所、小・中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小・中・宝達高生徒指導担当教諭 (育成センター関係職員)

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- (1) 小・中学校PTAの代表者
- (2) 小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- (3) 石川県青少年育成推進指導員
- (4) 青少年育成センター関係職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

(活動)

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- (2) 地域における街頭補導活動
- (3) 青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- (4) その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

令和 8 年度青少年育成委員会事業計画

月 日		事 業 名	会 場
5 月	16 日	●石川県青少年育成推進指導員研修会	県青少年総合研修センター
6 月	中旬 26 日	○第 1 回宝達志水町青少年健全育成町民会議 ○第 1 回宝達志水町青少年育成委員会	書面開催 さくらドーム 2 1
7 月	6 日 下旬 下旬 29 日	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】	県青少年総合研修センター 町内 町内 志賀町
		●石川県少年補導センター所長会議 ●石川県少年補導センター連絡協議会総会 ●有害図書等区分陳列一斉点検 ○夏季休業巡回指導 ●石川県青少年健全育成羽咋郡・市ブロック会議	
8 月		○夏季休業巡回指導	町内
9 月	1 日～8 日 23 日～26 日	【グッドマナーキャンペーン】	町内 羽咋市
		○グッドマナーキャンペーン重点期間 ○羽咋法事 巡回指導	
10 月	10 日 11 日	○蓮華山大相撲 巡回指導	子浦地内 町内
		○宝達志水大花火 巡回指導	
11 月		【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2 月	中旬 下旬	○第 2 回宝達志水町青少年健全育成町民会議	書面開催（予定） さくらドーム 2 1
		○第 2 回宝達志水町青少年育成委員会	
3 月	上旬	●石川県青少年育成推進指導員連絡会役員会	県庁
<p>【巡回指導】 夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。</p> <p>【有害図書等区分陳列一斉点検】 コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には 30 万円以下の罰金が科される。</p>			

- 町青少年育成委員会関係
- 県青少年育成推進指導員関係

令和8年度青少年育成委員会巡回指導計画

1 グループ割（○：責任者）

① 指導員	② 押水小学校	③ 志桜小学校	④ 宝達中学校
○赤池 大輔	米谷 未来音	木村 久利	山本 和宏
大窪 祐宣	岡井 浩輝	美作 大海	松田 洋介
渋谷 佐記	丸吉 聖子	守田 芳代子	丸山 恵里香
鍛治 肇	○越後 静香	○青山 真奈美	杉中 優子
			豊田 理恵
			○池田 和貴

2 巡回指導実施期間

期間	行事等	グループ	備考
7/21 ～8/31	夏季休業	全グループ	地区内を中心に巡回
9/1 ～30	グッドマナー キャンペーン	全グループ	地区内を中心に巡回
9/23 ～26	羽咋法事	① ④	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/10	蓮華山大相撲	① ③	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回
10/11	宝達志水大花火	① ② ④	露店の出ている界隈及び近辺の路地 を中心に巡回

3 巡回指導時の留意事項

グループごとに期日や時間、巡回場所等を決めてください。
声かけ（指導）の対象は小学生、中学生、高校生とします。
巡回時は、身分証明書、帽子の着用をお願いします。

4 巡回指導報告書

巡回指導後、報告書に指導事項等を記入の上、育成センター事務局まで提出してください（メール、FAX可）。後程、学校の代表メールを通して、責任者の方に様式をお送りいたします。

5 その他

日常生活で地域の青少年の不良行為や問題行動等を発見した場合は、育成センター事務局まで報告してください。

また、巡回中に万が一事故やケガ等をした場合は、ボランティア活動保険に加入しておりますので、事務局までご連絡ください。

宝達志水町青少年育成委員巡回指導マニュアル

1 活動内容

青少年に対して犯罪被害や非行の防止を目的とした見守り活動を行ってください。自主的に参加しやすい日・時間帯・場所を考慮し、必ず複数人で行ってください。責任者の指揮の下で行動してください。

1) 被害防止

知らない人に付いていかない、知らない人の車に乗らない、危険な場所にいかない、早く家に帰る、等を声掛けしてください。

2) 非行防止

飲酒、タバコ所持及び喫煙、自転車の二人乗り、夜間徘徊

- ① 非行防止の声掛けの手法は、別紙「非行防止の声かけの手法」を参考にしてください。
- ② 身に危険を感じる時は、無理に近づかずに速やかに育成センターや駐在所に報告してください。
- ③ 酒類やタバコを取り上げることはできません。廃棄するよう説得しても聞き入れない場合は、育成センターや駐在所に報告してください。
- ④ 行動が不審、もしくは逃げ出したとしても強制的に拘束することはできません。服装や背格好などをメモして育成センターや駐在所に報告してください。追跡は危険なので絶対にしないでください。
- ⑤ 自転車の二人乗り等の注意は、自転車に手をかけるなど無理をすると、事故を誘発する恐れがあります。事前に手を挙げて停止を促すなど、注意を青少年育成委員に向けてから声掛けをしてください。

3) 地域の危険個所などの把握、青少年育成委員会への報告

人が入り込みそうな空き家、子供たちのたまり場、人目の付かないところ、危険個所などを発見したら、巡回指導報告書に記入して青少年育成委員会へ報告してください。

2 巡回場所

通学路や公園、人目に付きにくい場所、危険個所（貯水池、がけ地など）

3 持ち物

帽子、身分証明書、筆記用具とメモ帳、活動しやすい服装及び履物、携帯電話、懐中電灯及び反射材（夜間）など

4 注意事項

- ・委員自身と、青少年の安全を第一に行動してください。
- ・携帯電話には羽咋警察署（22-0110）と地元の駐在所（志雄 29-2047、敷浪 29-2158、今浜 28-2034、河原 28-2231、北川尻 28-2237）の電話番号を登録しておいてください。
- ・通報は、場所をわかりやすく説明してください。住所がわかる場所では「〇〇町〇〇番地、××さんの家の前です。」、住所が分からない場所では、付近の交差点、店舗、施設など目標物を確認して伝えてください。
- ・他人の土地には事前の承諾なしに入ることはできません。不審に感じたら警察に通報してください。
- ・青少年育成委員の活動ではありませんが、不審車両を見かけた際にはナンバー（下4桁だけでも）や車両の色などを羽咋警察署に通報してください。

宝達志水町青少年育成センター

〔事務局 宝達志水町教育委員会生涯学習課〕
TEL 0767-29-8320・FAX 0767-29-2333